第7回総務省行政事業レビュー推進チーム会合

平成26年7月1日持ち回り開催

[次第]

平成 26 年度における行政事業レビューにおいて外部有識者に点検 を求める事業の選定について

「資料]

平成 26 年度の総務省における行政事業レビューにおいて外部有識者に点検を求める事業の選定について(案)

[参考資料]

- 1 行政事業レビュー実施要領(平成25年4月2日行政改革推進会 議策定(平成26年3月14日改定))
- 2 総務省における行政事業レビューに係る外部有識者による点検 実施要領」(平成 25 年 5 月 22 日総官会第 1007 号。最終改正平成 26 年 3 月 31 日総官会第 777 号)
- 3 第3回総務省行政事業レビュー外部有識者会合審議資料「総務省 における行政事業レビューに係る外部有識者による点検対象事業 選定の考え方について(意見聴取)」
- 4 「総務省における行政事業レビューに係る外部有識者による点検 対象事業選定の考え方について」に係る意見聴取結果

平成 26 年 7 月 1 日 総務省行政事業レビュー 推 進 チ ー ム 事 務 局

平成 26 年度の総務省における行政事業レビューにおいて 外部有識者に点検を求める事業の選定について(案)

平成26年度の行政事業レビューにおいて、外部有識者の点検対象となる事業の選定に当たっては、その考え方について外部有識者の理解を経て選定を行うこととされているところ(「行政事業レビュー実施要領」(平成25年4月2日行政改革推進会議策定(平成26年3月14日改定)。以下、「改定後の実施要領」という。))4(3)②)。

このため、総務省においても、改定後の実施要領を踏まえ、関係 規程類 *の一部を改正したほか、「第3回総務省行政事業レビュー外 部有識者会合」(平成26年4月14日持ち回り開催)において、こう した考え方を示した選定基準等についての意見聴取を行い、外部有 識者からは、「選定の枠組みは大変合理的なものと考えられる」等の ご意見をいただいていたところ。

今般、全てのレビューシート(172事業)が出そろったため、先に示した選定基準により点検対象となる事業を選定したところ、別紙の60事業(公開プロセス対象となった3事業を含む。)について、利益相反の有無を確認した上で、外部有識者に点検を求めることとする(具体的な選定基準と該当する事業の数等は別添のとおり)。

※「総務省における行政事業レビューに係る外部有識者による点検実施要領」(平成 25 年 5 月 22 日総官会第 1007 号。最終改正平成 26 年 3 月 31 日総官会第 777 号)

【別紙】

平成26年総務省行政事業レビュー外部有識者による点検対象事業一覧(60事業)

通番	事業番号	事 業 名 (網掛けは、公開プロセス対象事業)	外部有識者点検理由※
1	0002	行政評価等実施事業(総務本省)	その他
2	0003	行政評価等実施事業(管区行政評価局)	その他
3	8000	地方議会の活性化に要する経費	前年度新規
4	0009	地方独立行政法人の支援に要する経費	前年度新規
5	0010	地方公務員給与実態調査に必要な経費	前年度新規
6	0014	定住自立圏構想推進費	その他
7	0016	コミュニティにおける資金循環等の実証事業に要する経費	前年度新規
8	0017	公民連携による地域経済循環創出事業	前年度新規
9	0018	「シニア地域づくり人」に関する調査研究事業	前年度新規
10	0021	地方財政制度の整備に必要な経費	前年度新規
11	0025	参議院議員通常選挙に必要な経費	前年度新規
12	0026	山口県選挙区選出の参議院議員の補欠選挙に必要な経費	前年度新規
13	0027	インターネット等の利用による選挙運動の解禁の周知啓発に必要な経費	前年度新規
14	0028	電子入札システム運用事業	最終実施年度
15	0047	社会保障・税に関わる番号制度に関するシステム構築等に要する経費	その他
16	0051	電子行政サービスの改善方策に関する調査研究	前年度新規
17	0052	人事・給与関係業務情報システムの運用支援業務	前年度新規
18	0054	戦略的情報通信研究開発推進事業	行革推進会議
19	0056	情報通信分野の研究開発に関する調査研究	行革推進会議
20	0062	電磁波エネルギー回収技術の研究開発	その他
21	0064	超高速・低消費電力光ネットワーク技術の研究開発	行革推進会議
22	0065	「モノのインターネット」時代の通信規格の開発・実証	その他
23	0067	地域情報化の推進方策に関する調査研究(本省)	その他
24	0071	通信・放送分野における情報バリアフリー促進支援事業	その他
25	0074	コンテンツ海外展開促進事業	その他
26	0075	クラウド時代に対応したコンテンツ流通環境整備推進事業	最終実施年度・前年度新規
27	0076	全省庁的統一資格審査実施経費	その他
28	0077	電気通信行政情報システムの維持運用	その他
29	0079	放送・通信分野等における電子証明書の活用に関する調査研究	前年度新規
30	0800	フューチャースクール推進事業	行革推進会議
31	0082	医療情報連携基盤高度活用事業	前年度新規
32	0085	教育分野における最先端ICT利活用に関する調査研究	行革推進会議・前年度新規
33	0086	情報通信政策のための総合的な調査研究	その他
34	0088	情報流通連携による防災減災・地域活性化推進事業	その他
35	0090	情報セキュリティの高度化に関する調査研究	その他
36	0091	ICTを活用した新たな街づくり実現のための実証	行革推進会議
37	0098	地域公共ネットワーク等強じん化事業	その他
38	0099	スマートグリッドの通信ネットワーク技術高度化実証事業	その他
39	0100	防災情報通信基盤整備事業	その他
40	0101	次世代衛星放送テストベッド事業	その他
41	0102	地域情報化の推進方策に関する調査研究(地方)	その他
42	0107	災害時の確実な情報伝達を実現するための技術に関する研究開発	その他
43	0113	周波数オークションの企画及び実施関係経費	前年度新規
44	0116	電波の監視等に必要な経費	その他

通番	事業番号	事 業 名 (網掛けは、公開プロセス対象事業)	外部有識者点検理由※	
45	0117	総合無線局監理システムの構築と運用	その他	
46	0118	電波の安全性に関する調査及び評価技術	その他	
47	0119	電波再配分対策	その他	
48	0120	無線システム普及支援事業(周波数有効利用促進事業)	前年度新規	
49	0122	無線システム普及支援事業(地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援)	その他	
50	0124	周波数の使用等に関するリテラシーの向上	その他	
51	0125	電波資源拡大のための研究開発等	その他	
52	0139	地域における防災・減災への郵政行政の取組の推進	その他	
53	0140	引揚者特別交付金支給事務費	その他	
54	0142	不発弹等処理交付金	その他	
55	0143	一般戦災死没者の慰霊事業経費	その他	
56	0144	基金事業推進経費	その他	
57	0145	一般戦災総合データベース整備経費	その他	
58	0146	平和祈念事業経費	その他	
59	0155	消防団等地域防災力の強化	行革推進会議	
60	0169	独立行政法人情報通信研究機構運営費交付金	行革推進会議	

※外部有識者点検理由は次のとおり。

:前年度に新規に開始したもの。 「前年度新規」

:当該年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たるなど、翌年度予算の概算要求に向け 「最終実施年度」

て事業の継続の是非等を判断する必要があるもの。

「行革推進会議」 :前年のレビューの取組の中で行政改革推進会議における指摘事項のあったもの。

:上記の基準には該当しないが、今年度の政策評価の対象となっているなど、行政事業レビュー 推進チームが選定したもの。 「その他」

改定後の実施要領 4(3) で示された対象事業の選定基準【カッコ内は該当する 事業の数(うち、他の基準と重複している事業の数)】

- ① 必ず点検を行う必要があるもの【計 26 事業】
 - ア 前年度新規:前年度に新規に開始したもの【18事業】
 - イ 最終年度実施:当該年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たるなど、翌年度予算の概算要求に向けて事業の継続の是非等を判断する必要があるもの【2事業(1事業)】
 - ウ 行革推進会議:「秋のレビュー」の対象事業など、前年のレビューの取組 の中で行政改革推進会議における指摘事項のあったもの【8事業(1事業)】

なお、上記アに該当する事業であるものの、事業の執行が進んでいない、又は効果が十分 に発現していない等の理由により、外部有識者が十分な事業の点検を行うことができず引き 続き翌年も点検を実施する必要があると判断した場合、チームは、その旨をレビューシート の所定の欄に記載するとともに、翌年も当該事業の点検を外部有識者に求めるものとする。 また、本年4月の時点では、上記イに該当するものが7事業あったが、そのうち5事業に ついては、6月末時点で、「概算要求しない」ことが確定したため、点検対象から除外した。

- ② ①の他に、全てのレビュー対象事業が少なくとも 5 年に一度を目途に点検を受けるためにチームが選定するもの【計34事業】
 - ア 当該年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連する事業 【30事業】
 - イ 前年度に事業内容が大幅に見直され、実施されたもの又は翌年度予算の 概算要求に向けて事業の大幅な見直しを検討しているもの【0事業】
 - ウ 事業の執行に関して、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内 外から問題点を指摘されたもの等、外部の視点による事業の点検の必要性 が高いと判断されるもの【1事業】
 - エ ①のなお書きに該当するもの【3事業】

なお、上記②のアの基準に該当する事業のうち、「昨年度の行政事業レビューで外部有識者による点検対象となった事業」【17事業】と「評価サイクルが2年周期となっている事業の一部」【7事業】については、「対象事業に年ごとの偏りが生じないようにすること」及び「短期間で複数回の点検対象とならないように配慮すること」を考慮し、今年度の外部有識者による点検対象としていないところ。

(注) 下線部が今回新たに追加した箇所

平成25年4月2日策定平成26年3月14日改定行政改革推進会議

行政事業レビュー実施要領

1 基本的な考え方

行政事業レビュー(以下「レビュー」という。)は、各府省自らが、自律的に、概算要求前の段階において、原則全ての事業について、予算が最終的にどこに渡り(支出先)、何に使われたか(使途)といった実態を把握し、これを国民に明らかにした上で、外部の視点も活用しながら、過程を公開しつつ事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させる取組である。

レビューは、行政の無駄の削減はもとより、事業の効果的、効率的な実施を通じ質の高い行政を実現するとともに、国の行政の透明性を高め、国民への説明責任を果たすために実施されるものである。

2 体制整備

- (1) 行政事業レビュー推進チーム
 - ① 各府省は、以下の構成を基本とした「行政事業レビュー推進チーム」(以下「チーム」という。)を設置し、レビューの責任ある実施に取り組むこととする。

統括責任者 : 官房長(官房長のない省庁にあっては総括審議官等同等クラス)

副統括責任者:会計課長及び政策評価担当課長

メンバー: 各局総務課長等。その他、チームの果たすべき役割を踏まえ、地

方支分部局等を含めた関係者が連携・協力できるよう各府省で適

切に選任、参画させる。

なお、各府省の判断により、統括責任者、副統括責任者をより上位の職位の者と することができる。その場合でも、官房長(官房長のない省庁にあっては総括審議 官等同等クラス)、会計課長、政策評価担当課長はチームのメンバーとして参画す るものとする。

- ② チームは、以下の取組を行うものとする。
 - ア 事業所管部局による行政事業レビューシート(以下「レビューシート」という。) の適切な記入及び厳格な自己点検の指導
 - イ 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取
 - ウ 外部有識者による公開の場での点検(以下「公開プロセス」という。)の対象 となる事業の選定及び点検結果の聴取
 - エ ア、イ及びウを踏まえた事業の厳しい点検(サマーレビュー)及び点検結果(所見)のとりまとめ

- オ チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検
- カ 当該府省全体の概算要求への反映状況の確認及びとりまとめ
- ③ レビューは各府省自らが、自律的に実施する取組であることに鑑み、チームは、 ②に加えて、主体的かつ不断に創意工夫を重ねながら、レビューの実効性向上のための取組を積極的に行うものとする。

(2) 行動計画の策定

- ① 各府省は、毎年、4月上旬までに、当該年におけるレビューの行動計画を策定し、 公表するものとする。
- ② 行動計画には、当該府省におけるレビューの取組体制、取組の進め方、スケジュール等を定めるものとする。特に、チームによる厳格な点検・指摘が確実に実施されるよう、チームの取組である(1)の②のアから力までについて、具体的な取組の内容やその取組の担当者をチームで決定し、それを行動計画に位置付けることとする。
- (3) 事業単位の整理及び施策と事業との対応関係の明示

各府省は、事務的経費、人件費等を除く全ての前年度の事業(同年度限りで終了した事業を含む。以下「前年度事業」という。)について、別途、内閣官房行政改革推進本部事務局(以下「事務局」という。)が示す様式にしたがって点検の対象となる事業の単位(以下「事業単位」という。)を整理する。

事業単位の整理に当たっては、国民に対する説明責任を果たす観点から、事業内容が国民にとってわかりやすいものとなるよう、特に留意するとともに、レビューと政策評価の連携を確保するため、目標管理型の政策評価の対象となる施策と、当該施策を構成する事務事業に係るレビュー対象事業との対応関係を明記する。

なお、移替経費については、原則として、予算を計上した府省が、支出した府省の協力を得て、レビューシートの作成、事業の点検(公開プロセスを含む。)を行うこととする。

3 レビューシートの作成及び中間公表

- (1) レビューシートの作成
 - ① 各府省は、事業単位ごとに、別途、事務局が示す様式にしたがって、レビューシートを作成する。
 - ② レビューシートの作成に際しては、以下の点に特に留意するものとする。
 - ア 成果目標及び成果実績(アウトカム)並びに活動指標及び活動実績(アウトプット)の記載に際しては、<u>次のように必ず何らかの指標を設定することとし、定</u>量的な指標設定が困難な旨だけを記載しないようにする。
 - a 記載内容の客観性を維持するため、定量的な指標を記載(事業の目標を直接

的に測ることのできる指標の設定が困難な場合は、間接的な指標を設定)

- b aが困難な場合は、その理由を記載した上で、定性的な目標を必ず記載(その場合は、それが適切であるか各府省のチームが重点的に点検)
- イ 類似の事業がある場合は、「重複排除」欄に、その事業名、所管府省、所管部 局名等を記載するとともに、当該事業と類似事業の役割分担の具体的な内容を記 載する。この際、類似事業を可能な限り幅広い範囲で捉え、積極的に国民に対す る説明責任を果たしていくものとする。
- ウ 予算に関する透明性を確保するため、予算の支出先やその費目・使途については、十分な把握を行うとともに、最終的な資金の受け手や予算の具体的な使途がわかるよう記載する。特に、補助金等の交付により造成された基金や交付金については、これを徹底する必要がある。
- エ 事業内容の理解に資する資料を適宜添付することは望ましい取組であるが、必要な情報を効率よく伝達するため資料の分量は最小限のものとする。

(2) 事業所管部局による点検

事業所管部局は、予算の支出先、使途、活動実績等を踏まえ、事業の厳しい点検を 行い、その結果をレビューシートにわかりやすく記載する。

その際、事業にどのような課題があり、その課題に対してどのように対応していくのかといった点検の具体的な内容について、可能な限り具体的な説明を行うこととする。<u>また、事業の効果や効率化がどの程度進んでいるかなど経年での変化についても</u>記載することとする。

(3) 中間公表

レビューシートについては、事業の目的、概要、各年度の執行額、成果目標、事業 所管部局による点検結果、資金の流れ、費目・使途、支出先上位10者リストなど記 入可能な事項を記入の上、

- ① 公開プロセスの対象となる事業(以下「公開プロセス対象事業」という。)に係るものについては、原則として公開プロセスの開始日の10日前までに、
- ② その他の事業(以下「公開プロセス非対象事業」という。)に係るものについては原則6月末、遅くとも7月上旬までに、

各府省のホームページにおいて中間公表を行う。この際、レビューと政策評価の一覧性に留意して、国民にとって分かりやすい公表を行うものとする。

4 外部有識者による点検

- (1) 外部有識者の指名
 - ① 各府省は、外部有識者を複数名指名し、「同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないか」、「より少ない予算で同等以上の成果を引き出す工夫はないか」といった観点から、外部の視点を活用したレビューの実施に取り組むものとする。

その際、外部有識者による点検の対象事業の数に応じ、効果的・効率的な点検を 十分に行うことが可能な数の外部有識者を確保することとする。

- ② 外部有識者は、以下のいずれかの要件を満たす者の中から、過去の実績、職歴等を勘案して指名するものとする。
 - ア 予算の実際の使われ方など予算執行の現場に知見を有する者
 - イ 行政全般、個別の行政分野の在り方等に識見を有する者
 - ウ 独立行政法人や公益法人の仕組み、実態、問題等に知見を有する者
 - エ 民間取引の実態や、地域や現場で生じている問題等に知見を有する者
- ③ 外部有識者の選任や、(2)の行政事業レビュー外部有識者会合の意思決定等への 関与にあたっては、特に利益相反が生じることのないよう留意する。このため、外 部有識者のうち、点検対象事業の執行に関し利害関係がある者及び過去3年間にお いて点検対象事業に関係する審議会、検討会等の委員、専門委員等になっていた者 は、当該事業に係る点検を行うことができないこととする。
- ④ 各府省が指名する外部有識者が②及び③に照らして不適当であると認められる場合は、事務局は、各府省に対し、意見を述べることができる。

(2) 外部有識者会合

- ① 各府省は、(1)で指名した外部有識者によって構成される「行政事業レビュー外 部有識者会合(以下「外部有識者会合」という)。」を設置する。
- ② 外部有識者会合は、外部有識者それぞれの特性や専門性を十分に活用しつつ、以下の取組を行うものとする。 その際、(1) の①に掲げる外部有識者に期待される役割について外部有識者間で周知徹底されるようにする。
 - ア 外部有識者による事業の効率的・効果的な点検のための調整
 - イ 当該府省におけるレビューの取組状況の随時点検、必要に応じた意見の提出
 - ウ 当該府省におけるレビューの取組を踏まえた、翌年以降の取組に向けた改善点 に関する意見の提出(レビューシート最終公表後)
- ③ 外部有識者会合の議事概要及び資料は、事後に公表するものとする。

(3)対象事業の選定

- ① チームは、以下の基準のいずれかに該当する事業について、外部有識者に点検を 求める必要がある。
 - ア 前年度に新規に開始したもの
 - イ 当該年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たるなど、翌年度予算の 概算要求に向けて事業の継続の是非等を判断する必要があるもの
 - <u>ウ</u>「秋のレビュー」の対象事業など、前年のレビューの取組の中で行政改革推進 会議における指摘事項のあったもの

なお、アに該当する事業であるものの、事業の執行が進んでいない、又は効果が 十分に発現していない等の理由により、外部有識者が十分な事業の点検を行うこと ができず引き続き翌年も点検を実施する必要があると判断した場合、チームは、その旨をレビューシートの所定の欄に記載するとともに、翌年も当該事業の点検を外部有識者に求めるものとする。

- ② チームは、①の他に、全てのレビュー対象事業が少なくとも5年に一度を目途に外部有識者の点検を受けることになるよう、前年度事業<u>(補正予算に計上された事業を含む。)</u>の中から事業を選定し、外部有識者に点検を求めるものとする。この場合、特に、
 - ・当該年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連する事業
 - ・前年度に事業内容が大幅に見直され、実施されたもの又は翌年度予算の概算要求 に向けて事業の大幅な見直しを検討しているもの
 - ・事業の執行に関して、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの等、外部の視点による事業の点検の必要性が高いと判断されるもの

を重点的に選定する。

その際、<u>客観性を向上させ、より効果的な点検が可能となるよう、外部有識者会合を活用し、選定の考え方について外部有識者の理解を得て選定を行うとともに、</u>対象事業数に年ごとの偏りが生じないよう選定を行うこととする。

(4) 所見欄への記入

チームは、外部有識者による点検の結果を、外部有識者の所見として、レビューシートの所定の欄に記入する。

この際、外部有識者による事業の改善すべき点の指摘や、検討すべき課題についての提案等を記載するものとし、<u>また、このような外部有識者による指摘・提案等が積</u>極的に行われるよう、外部有識者会合を活用して周知を行うものとする。

(5) 外部有識者への情報提供等

各府省は、外部有識者が適切な点検を行えるよう十分な情報を提供するとともに、 外部有識者から資料の提供、ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ 迅速に対応するものとする。

(6) 外部有識者所見の取扱い

- ① 各府省は、外部有識者の所見を概算要求に向けての事業の検討において活用するとともに、異なる対応を行う場合には、十分な説明責任を果たす必要がある。
- ② ①が徹底されるよう、それぞれ次に掲げる取組を行うものとする。
 - ア チームは、自らの役割として、指摘を行った外部有識者と関係事業所管部局との調整を行う。
 - <u>イ</u>関係事業所管部局は、外部有識者の所見を踏まえてどのように検証・改善を行ったのか、その調整過程について、レビューシートの「所見を踏まえた改善点」

の欄に記載する。

5 公開プロセスの実施

- (1)対象事業の選定
 - ① チームは、4の(3)の外部有識者による点検の対象事業のうち、以下の基準のいずれかに該当するものを公開プロセスの対象事業として選定することとする。

その際、客観性を向上させ、公開検証が望ましいと判断されるものが国民の視点 で選定されるよう、外部有識者会合を活用し、外部有識者から意見聴取等を行った 上で選定を行うこととする。

- ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの
- イ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地 が大きいと考えられるもの
- ウ 事業の執行に関して、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から 問題点を指摘されたもの
- エ 当該年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの(複数も可)
- オ その他公開の場で外部の視点による検証を行うことが有効と判断されるもの
- ② 公開プロセスを効果的かつ効率的に実施するため、原則として、事業単位で1億円未満のものについては対象としないものとする。ただし、複数の1億円未満の事業を一括りにして、その総額が1億円を超える場合や、1億円を超える事業の数が限られている府省において、公開の場での外部の視点による検証を行うことが有効と判断される事業がある場合はこの限りではない。
- ③ 事務局は、各府省が選定した公開プロセス対象事業のほかに、又はその一部若しくは全部に替えて、上記に照らし、例えば、過去に公開プロセスの対象となった事業や行政改革推進会議において指摘のあった事業など、公開プロセスの対象に追加すべき事業があると判断する場合、各府省に対し、対象事業の追加を求めることができる。
- ④ 各府省は、公開プロセス対象事業の数を当該府省の外部有識者による点検の対象事業数の多寡等を踏まえて判断する。また、公開プロセスの実施期間はおおむね1~2日程度を目途に、事業数に応じて設定するものとする。なお、レビューの対象事業数が少なく、かつ、①の基準に該当する事業がないと考える府省は、公開プロセスの取扱いについて、事業単位を整理する段階で、事務局に事前に協議を行うものとする。

(2) 外部有識者の選定方法

① 公開プロセスに参加する外部有識者は6名とし、各府省が3名を選定し、行政改 革推進会議の意見を踏まえて事務局が3名を選定する。各府省は、外部有識者から とりまとめ役を指名する。

② 各府省においては、4の(1)で指名した外部有識者が公開プロセスに参加することを基本とするが、やむを得ない事情がある場合は、同じ基準で外部有識者を追加的に指名し、公開プロセスに参加させることができる。

(3) 事前勉強会及び現地ヒアリングの実施等

各府省は、公開プロセスの実施に先立ち、外部有識者に対し、公開プロセス対象事業に係る事前勉強会及び現地ヒアリングの機会を随時提供するとともに、外部有識者から資料の提供、現地ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

また、事務局は、公開プロセスの事前準備や当日の議事運営に関し留意しなければ ならない点を運営要領としてまとめ、各府省を通じ事前に公開プロセスの参加者に周 知徹底するものとする。

(4) 公開プロセスの進め方

- ① 公開プロセスは、6月上旬から中旬までを目途に実施することを原則とする。
- ② 公開プロセスは、チームの統括責任者又は副統括責任者の進行の下で実施する。 進行役は、それぞれの事業の点検の冒頭に論点を説明するとともに、議事の公正な 進行に努めるものとする。
- ③ 公開プロセスは、一般傍聴までは要しないものの、インターネット中継等により 公開性を担保する。また、結果及び議事録を事後に公表するものとする。
- ④ 公開プロセスにおける点検・議論は、無駄の削減の観点だけでなく、より効果の 高い事業に見直すとの観点から熟議型により行うこととする。

外部有識者は、公開の場における事業所管部局との質疑及び意見交換を経た後、「廃止」、「事業全体の抜本的な改善」、「事業内容の一部改善」又は「現状通り」の4つのいずれかに投票する。それぞれの選択肢の基本的な考え方は以下のとおり。

- ・廃止:「国が行う事業として目的や効果が明確でない」、「地方自治体や民間等に 委ねるべき」、「効果が見込めない事業内容や実施方法となっている」など の状況にあり、事業の存続自体に問題があると考えられる場合等
- ・事業全体の抜本的な改善:事業の存続自体を問題とするまでには至らないが、事業全体として「資金が効率的に使われていない」、「効果が薄い」など、十分に効果的・効率的な事業となっておらず、抜本的に見直すべきと考えられる場合等
- ・事業内容の一部改善:「資金が効率的に使われていない部分がある」、「効果の薄いメニューが含まれている」など、より効果的・効率的な事業とするため、 事業内容の一部を見直すべきと考えられる場合等

- ・現状通り:特段見直す点が認められない場合等
- ⑤ とりまとめ役は、票数の分布、外部有識者のコメント、質疑及び議論の内容等を 総合的に勘案して、評価結果及びとりまとめコメントの案を提示する。外部有識者 は、提示された評価結果及びとりまとめコメントの案に対し意見を述べることとし、 それらの意見を踏まえ、とりまとめ役は、必要な修正を加えた最終的な評価結果及 びとりまとめコメントを公表するものとする。

評価結果は、外部有識者の評価において最も票数が多い選択肢を基本とし、<u>票数</u>が分散した場合等には、改めて時間をとって外部有識者間で議論し、一つの結論を 出すことを目指すものとする。

- ⑥ 外部有識者のコメント及びとりまとめコメントには、④のいずれの選択肢を選択 する場合にも、事業の課題や問題点、当該選択の理由・根拠を具体的に明記される ようにする。さらに、改善の手法や事業見直しの方向性も具体的に明記されるよう にする。
- ① チームは、公開プロセスの評価結果及びとりまとめコメントを、レビューシート の所定の欄に記入するものとする。

(5) 結果の取扱い

評価結果及びとりまとめコメントは、事業見直しの方向性や見直しの内容を外部の 視点から提示するものであって、概算要求に当たっての各府省の判断を示すものでは ない。しかしながら、公開の場での議論の結果であることを踏まえ、各府省は概算要 求に向けての事業の検討において尊重するとともに、異なる対応を行う場合は、十分 な説明責任を果たす必要がある。

6 チームによる点検(サマーレビュー)及び概算要求等への反映

(1) 点検を行う体制

点検を行う事業の数が数百にも及ぶような府省においては、事業の十分な点検を行う観点から、チームの下に複数のワーキングチームを設け分担して点検を行うなど、 厳正な点検を効率的に行える体制を整備するものとする。

(2) 所見欄への記入

チームは、点検結果を所見としてレビューシートの所定の欄に記入するものとする。 この場合、5の(4)の④に定義されている「廃止」、「事業全体の抜本的な改善」、「事 業内容の一部改善」又は「現状通り」との評価結果を明記した上で、具体的な所見を 記入するものとする。

(3) 概算要求等への反映

各府省は、チームの所見を翌年度予算の概算要求や予算執行等に的確に反映するも

のとする。この際、国民への説明責任を果たす観点から、チーム所見を踏まえてどのように検証を行ったのか、どのように改善を行ったのかなど、その反映状況等について、レビューシートの<u>「所見を踏まえた改善点」</u>の欄にわかりやすく記述するものとする。

7 点検結果の最終公表

(1) レビューシートの最終公表

各府省は、チームの所見と所見を踏まえた事業の改善点、翌年度予算概算要求における要求額等を記入したレビューシートを、概算要求の提出期限までに公表するものとする。この際、レビューと政策評価の一覧性に留意して、国民にとって分かりやすい公表を行うものとする。

(2) 概算要求への反映状況の公表

各府省は、チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等をとりまとめ、事務局が別途示す様式に記入の上、レビューシートの最終公表後1週間以内に公表するものとする。

8 新規事業及び新規要求事業の取扱い

- (1) レビューシートの作成、公表
 - 各府省は、前年度事業のほか、
 - ・当該年度に新規に開始した事業(以下「新規事業」という。)
 - ・翌年度予算概算要求において新規に要求する事業(以下「新規要求事業」という。) についても、レビューシートに事業の目的、概要、成果目標・成果実績、活動指標・ 活動実績、単位当たりコストなど記入可能な事項を記入の上、
 - ・新規事業については、前年度事業と同じ時期に、
 - ・新規要求事業については、翌年度予算概算要求の提出期限後2週間以内を目途に、 公表を行う(新規要求事業については中間公表を要しない。)。

なお、新規事業は、前年度事業と同時期に、別途、事務局が示す様式にしたがって 事業単位を整理するものとする。

(2) チームによる点検及び概算要求等への反映

- ① 新規事業及び新規要求事業については、事業の必要性、効率性及び有効性の観点から、計画が適切に立てられているか、資金が効率的、効果的に用いられる仕組みとなっているか等について点検を行うほか、十分な情報の開示など透明性が確保されているか等について点検を行い、点検結果を所見としてレビューシートの所定の欄に具体的に記入する。
- ② 各府省は、チームの所見を概算要求や予算執行等に的確に反映するとともに、チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等をとりまとめ、事務局が別途示す様式に記入の上、

- ・新規事業については、レビューシートの最終公表後1週間以内に、
- ・新規要求事業については翌年度予算概算要求の提出期限後2週間以内を目途に、 それぞれ公表するものとする。

9 行政改革推進会議による点検等

(1) レビューシート最終公表後の点検

行政改革推進会議は、各府省の点検が十分なものとなっているか、点検結果が的確に概算要求に反映されているか等についてチェックを行い、必要に応じ、チェックの 結果が予算編成過程で活用されるよう意見を提出するものとする。

- (2) レビューの取組に係る行政改革推進会議への報告等
 - ① 各府省は、行政改革推進会議からの求めに応じ、同会議にチームの取組や公開プロセスの実施等のレビューの取組に係る報告等を行うものとする。
 - ② 事務局は、「秋のレビュー」等での指摘に対する各府省の対応状況について、レビューシートの最終公表などの機会をとらえて、フォローアップを行い、その結果を行政改革推進会議に報告するものとする。

(3) チーム責任者会合の開催

<u>各府省のレビューの取組の改善につなげるため、チームの責任者を集めた会合を必</u>要に応じ行うものとする。

10 優良改善事業の選定等

- (1) 行政改革推進会議による選定
 - ① 行政改革推進会議は、レビューの一環として、各府省の自主的な事業改善の取組 に着目し、優れた取組が行われた事業を優良改善事業として積極的に評価するとと もに、これを各府省にグッドプラクティスとして共有するものとする。
 - ② 優良改善事業の選定は、次のすべてに該当するものについて行うものとする。
 - ア 事業効果や執行実態を把握・分析した上で、事業内容や執行上の課題が的確に 抽出されていること。
 - イ 事業内容について、課題を踏まえた有効な改善がなされていること。
 - ウ 事業改善の取組において、独創性や創意工夫が発揮されていること。
 - エ グッドプラクティスとして共有可能な汎用性のある取組であること。

(2) 各府省による事業改善の取組

各府省において、チームは、優良改善事業の取組を参考として積極的な事業改善の 取組を行うよう、事業所管部局に対して働きかけるとともに、事業所管部局による事 業改善の取組を把握し、良い取組については積極的に評価し、省内に普及させていく ものとする。 また、自主的な事業改善の取組については、レビューシートの所定の欄に、その具体的内容を記載するものとする。

11 その他重要事項

- (1) 国民へのレビューの周知広報等
 - ① 事務局は、公表されたレビューシートを元に、事業の見直しに関する国民からの 意見募集を行い、結果を各府省に伝達するとともに、行政改革推進会議によるレビ ューシート最終公表後の点検に活用するものとする。
 - ② 事務局は、データの集計や分析など加工が行いやすいレビューシート等の作成・公表の手法を構築し、国民による利活用の促進を図るものとする。
 - ③ 事務局は、レビューの取組が広く国民に知られるよう、これらの取組を通じ、効果的・効率的な周知・広報に努める。

(2) 人事評価への反映

各府省は、<u>優良改善事業の取組をはじめ、</u>レビューの取組を通じ、職員が厳格な事業の点検や積極的な事業見直しを行った場合、当該職員の人事評価に適切に反映されるよう努めるものとする。

(3) 政策評価との連携

- ① レビューは、事業レベルでのPDCA (Plan:企画・立案、Do:執行、Check:評価・検証、Action:反映)サイクルの具体化を図る取組であり、政策・施策レベルにおけるPDCAサイクルの基盤である政策評価と連携して取り組むことにより、より効果的、効率的に推進していく必要がある。
- ② このため、各府省は、以下のような取組を進めていくことが推奨される。 ア 合同のチームによるレビューと政策評価の一体的な推進 イ レビューの外部有識者会合と、政策評価に関する外部の有識者によって構成される同種の会合の合同開催

(4) 若手職員の研修

予算に対する公務員の意識改革や政策立案能力の底上げを図る観点から、レビュー を活用した若手の研修を充実させるものとする。

(5)ルールの追加等

本ルールのほか、レビューの実施に必要な事項は、事務局から随時提示し、各府省においては、事務局と調整しながらレビューを実施するものとする。

行政改革推進会議は、本ルールや事務局から提示された事項に則してレビューを行っていない府省があると認める場合は、必要な改善が行われるよう意見を提出するものとする。

参考資料2

総官会第 1007 号 平成 25 年 5 月 22 日 最終改正総官会第 777 号 平成 26 年 3 月 31 日

総務省における行政事業レビューに係る外部有識者による点検実施要領

(外部有識者の指名)

第1条

総務省行政事業レビュー推進チーム(「総務省行政事業レビュー推進チーム運営要領」(平成25年4月26日総官会第866号の2)第1条で規定する組織。以下、「チーム」という。)は、外部有識者を複数名指名し、「同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないか」、「より少ない予算で同等以上の成果を引き出す工夫はないか」といった観点から、外部の視点を活用した行政事業レビュー(以下、「レビュー」という。)の実施に取り組む。

その際、外部有識者による点検の対象事業の数に応じ、効果的・効率的な点検 を十分に行うことが可能な数の外部有識者を確保することとする。

- 2 外部有識者は、以下のいずれかの要件を満たす者の中から、過去の実績、職歴等を勘案して指名するものとする。
 - ア 予算の実際の使われ方など予算執行の現場に知見を有する者
 - イ 行政全般、個別の行政分野の在り方等に見識を有する者
 - ウ 独立行政法人や公益法人の仕組み、実態、問題等に知見を有する者
 - エ 民間取引の実態や、地域や現場で生じている問題等に知見を有する者
- 3 前項で指名する外部有識者の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。なお、 補欠の任期は、前任者の残任期間在任する。
- 4 外部有識者の選任や、次条で規定する外部有識者会合の意思決定等への関与にあたっては、特に利益相反が生じることのないように留意する。このため、外部有識者のうち、点検対象事業の執行に関し利害関係がある者及び過去3年間において点検対象事業に関係する審議会、検討会等の委員、専門委員等になっていた者は、当該事業に係る点検を行うことができないこととする。

(外部有識者会合)

第2条

チームは、前条で指名した外部有識者によって構成される「総務省行政事業レビュー外部有識者会合」(以下、「外部有識者会合」という。)を設置する。

2 外部有識者会合は、外部有識者それぞれの特性や専門性を十分に活用しつつ、

以下の取組を行うものとする。その際、第1条第1項に掲げる外部有識者に期待される役割について外部有識者間で周知徹底されるようにする。

- ア 外部有識者による事業の効率的・効果的な点検のための調整
- イ 総務省におけるレビューの取組状況の随時点検、必要に応じた意見の提出
- ウ 総務省におけるレビューの取組を踏まえた、翌年以降の取組に向けた改善点に関する意見の提出(行政事業レビューシート(以下、「レビューシート」という。)最終公表後)
- 3 外部有識者会合に座長を置き、構成員の互選により選任する。
- 4 座長は、会務を総理する。
- 5 座長が出席できないときは、座長が指名する者が座長代理としてその職務を代 行する。
- 6 外部有識者会合の下に事務局を置き、外部有識者会合の運営に関する事務を担当させる。
- 7 事務局長は、大臣官房長とし、事務を総括整理する。事務局次長は、大臣官房 会計課長及び大臣官房政策評価広報課長とし、事務を整理する。
- 8 外部有識者会合の議事概要及び資料は、事後に総務省のホームページにおいて公表する。

(対象事業の選定)

第3条

チームは、以下の基準のいずれかに該当する事業について、外部有識者に点 検を求める必要がある。

- ア 前年度に新規に開始したもの
- イ 当該年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たるなど、翌年度 予算の概算要求に向けて事業の継続の是非等を判断する必要があるもの。
- ウ 「秋のレビュー」の対象事業など、前年のレビューの取組の中で行政改革推 進会議における指摘事項のあったもの

なお、アに該当する事業であるものの、事業の執行が進んでいない、又は効果が十分に発現していない等の理由により、外部有識者が十分な事業の点検を行うことができず引き続き翌年度も点検を実施する必要があると判断した場合、チームは、その旨をレビューシートの所定の欄に記載するとともに、翌年も当該事業の点検を外部有識者に求めることとする。

2 チームは、前項の他に、全てのレビュー対象事業が少なくとも五年に一度を目途に外部有識者の点検を受けることになるよう、前年度事業(補正予算に計上された事業を含む。)の中から事業を選定し、外部有識者に点検を求めることとする。この場合、特に、

- ア 当該年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連する事業
- イ 前年度に事業内容が大幅に見直され、実施されたもの又は翌年度予算の概 算要求に向けて事業の大幅な見直しを検討しているもの
- ウ 事業の執行に関して、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの等、外部の視点による事業の点検の必要性が高いと判断されるもの

を重点的に選定する。その際、客観性を向上させ、より効果的な点検が可能となるよう、外部有識者会合を活用し、選定の考え方について外部有識者の理解を得て 選定を行うとともに、対象事業に年ごとの偏りが生じないよう選定を行うこととす る。

(所見欄への記入)

第4条

チームは、外部有識者による点検の結果を、外部有識者の所見として、レビューシートの所定の欄に記入する。この際、外部有識者による事業の改善すべき点についての指摘や、検討すべき課題についての提案等を記載するものとし、また、このような外部有識者による指摘・提案等が積極的に行われるよう、外部有識者会議を活用して周知を行うものとする。

(外部有識者への情報提供)

第5条

チームは、外部有識者が適切な点検を行えるよう十分な情報を提供するとともに、外部有識者から資料の提供、ヒアリングの実施等の要請があった場合には、 誠実かつ迅速に対応するものとする。

(外部有識者所見の取扱い)

第6条

チームは、外部有識者の所見を概算要求に向けての事業の検討において活用するとともに、異なる対応を行う場合には、十分な説明責任を果たす必要がある。

- 2 前項が徹底されるよう、それぞれ次に掲げる取組を行うものとする。
 - ア チームは、自らの役割として、指摘を行った外部有識者と関係事業所管部局と の調整を行う。
 - イ 関係事業所管部局は、外部有識者の所見を踏まえてどのように検証・改善を 行ったのか、その調整過程について、レビューシートの「所見を踏まえた改善点」 の欄に記載する。

(雑則)

第7条

この要領に定めるもののほか、外部有識者による点検に関して必要な事項はチームが定める。

附則

(施行期日)

第1条

この要領は、平成25年5月22日から施行する。

附則(平成26年3月31日総官会第777号)

第1条

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

参考資料3

総務省における行政事業レビューに係る外部有識者による点検対象事業選定の 考え方について(意見聴取)

政府における行政事業レビューの取組については、「行政事業レビュー実施要領」 (以下、「実施要領」という。)に示されているところですが、先般開催された、第 10 回 行政改革推進会議での議論を受け、実施要領の一部が改正されました。

当該改正においては、外部性を強化するため、以下の事項などが盛り込まれました(下線部が新たに追加された主な事項)。

- 1. 「同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないか」、「より少ない予算で同等 以上の成果を引き出す工夫はないか」といった観点から、外部の視点を活用したレ ビューの実施に取り組む。
- 2. 外部有識者会合は、外部有識者それぞれの特性や専門性を十分に活用しつ つ、以下の取組を行うものとする。その際、上記に掲げる外部有識者に期待される 役割について外部有識者間で周知徹底されるようにする。
 - ア 外部有識者による事業の効率的・効果的な点検のための調整
 - イ 当該府省におけるレビューの取組状況の随時点検、必要に応じた意見の提出
 - ウ 当該府省におけるレビューの取組を踏まえた、翌年以降の取組に向けた改善点に関する意見の提出。
- 3. 義務的点検対象事業以外の事業の他に、全てのレビュー対象事業が少なくとも 5年に一度を目途に外部有識者の点検を受けるようにするに当たり、当該点検対象 事業の選定を当該府省が選定する際は、<u>客観性を向上させ、より効果的な点検が</u> 可能となるよう、外部有識者会合を活用し、選定の考え方について外部有識者の理 解を得て選定を行うとともに、対象事業数に年ごとの偏りが生じないように選定を行う。

これを受け、総務省においても、「総務省における行政事業レビューに係る外部有 識者による点検実施要領」を改正し、今年度から運用を始めています。

今回、上記3で示した「義務的点検対象事業以外の事業の他に、全てのレビュー対象事業が少なくとも5年に一度を目途に外部有識者の点検を受ける事業」の選定の考え方について、別紙のとおり整理しました。

つきましては、本件に係る整理の考え方について、別途お示しする様式によりご意 見を頂戴したいと存じますので、何卒よろしくお願いいたします。

【別紙】

「総務省における行政事業レビューに係る外部有識者による点検実施要領」(以下、「総務省における外部有識者点検実施要領」という。参考資料4を参照。)第3条第2項で示した事業選定の考え方

総務省における外部有識者点検実施要領第3条第2項では、「チームは、前項の他に、全てのレビュー対象事業が少なくとも五年に一度を目途に外部有識者の点検を受けることになるよう、前年度事業(補正予算に計上された事業を含む。)の中から事業を選定し、外部有識者に点検を求めることとする」とされている。

また、この場合、特に

- ア 当該年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関する事業
- イ 前年度に事業内容が大幅に見直され、実施されたもの又は翌年度予算の概算 要求に向けて事業の大幅な見直しを検討しているもの
- ウ 事業の執行に関して、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から 問題点を指摘されたもの等、外部の視点による事業の点検の必要性が高いと判 断されるもの

を重点的に選定し、その際、客観性を向上させ、より効果的な点検が可能となるよう、 外部有識者会合を活用し、選定の考え方について外部有識者の理解を得て選定を 行うとともに、対象事業に年ごとの偏りが生じないように選定を行うことが求められて いる。

一方、総務省では、今年度以降、所管する全ての政策(20 政策)について、2年又は3年ごとに政策評価書を作成することとしたことから(評価の実施サイクルは別表のとおり。)、政策評価との連携強化を図る観点から、上記アに該当する事業から外部有識者点検対象事業を選定するに当たっては、本年度の政策評価書の作成対象政策に含まれる事業を点検対象とする(その際、短期間で複数回の点検対象とならないよう配慮する。)。

以上を踏まえ、別途作成する事業単位整理票に基づき、点検対象事業をとりまとめの上、外部有識者への点検を求めることとする。

なお、今年度においては、次の6つの政策が政策評価書の作成対象となっている。

- Ⅰ-3 行政評価等による行政制度・運営の改善(3年ごと)
- Ⅱ-4 分権型社会を担う地方税制度の構築(3年ごと)
- V-1 情報通信技術の研究開発・標準化の推進(2年ごと)
- Ⅴ-2 情報通信技術高度利活用の推進(2年ごと)
- V-5 電波利用料財源電波監視等の実施(3年ごと)
- Ⅲ-1 一般戦災死没者追悼等の事業の推進(3年ごと)

【別表】

総務省における政策評価実施サイクル

政策番号	政策名	政策評価書作成年度(第4期総務省政策評価基本計画)			
以來留写	(※網掛けは2年ごとに評価を実施する政策)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
政策 1	Ⅰ-1 国家公務員の人事管理の推進			0	
政策 2	I-2 適正な行政管理の実施			0	
政策 3	Ⅰ-3 行政評価等による行政制度・運営の改善	0			0
政策 4	Ⅱ-1 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等			0	
政策 5	Ⅱ-2 地域振興(地域力創造)		0		0
政策 6	Ⅱ-3 地方財源の確保と地方財政の健全化		0		
政策 7	Ⅱ-4 分権型社会を担う地方税制度の構築	0			0
政策 8	Ⅲ 選挙制度等の適切な運用			0	
政策 9	IV 電子政府・電子自治体の推進			0	
政策 10	V-1 情報通信技術の研究開発・標準化の推進	0		0	
政策 1 1	V-2 情報通信技術高度利活用の推進	0		0	
政策 1 2	V-3 放送分野における利用環境の整備		0		
政策 1 3	V-4 情報通信技術利用環境の整備		0		
政策 1 4	V-5 電波利用料財源電波監視等の実施	0			0
政策 1 5	V-6 ICT分野における国際戦略の推進		0		
政策 1 6	Ⅷ 郵政民営化の確実な推進			0	
政策 1 7	Ⅷ-1 一般戦災死没者追悼等の事業の推進	0			0
政策 1 8	Ⅷ-2 恩給行政の推進		0		
政策 1 9	Ⅷ-3 公的統計の体系的な整備・提供			0	
政策 2 0	Ⅷ-4 消防防災体制の充実強化		0		0

「総務省における行政事業レビューに係る外部有識者による点検対象事業選定の考え方について」に係る意見聴取結果

<u>「点検対象事業選定の考え方」については、特に異議ありません。</u>

ただし、この考え方に基づいて点検対象事業を選定する際には、外部有識者による点検作業に入る前に、外部有識者に対し

- ① 選定手続きの説明、
- ② 事業単位整理票への選定事業のプロットと、選定基準の明示、
- ③ 点検作業のやり方について(特に、廃止に相当するような意見の提示がなされるような場合の取り扱い)
- の意見聴取を行ってもらい、対象事業案の差し替えもあり得る取り扱いとしてほしい。

まず、実際に効果のある質の高い点検を行うためには重点化が欠かせません。膨大な行政事業の中から点検対象を絞り込み、重点化することは評価の質を確保するために極めて有効です。一方で、点検対象事業の選定は、恣意的でなく、透明であることが何よりも重要と思います。外部有識者による選定といえども、どのような考えで選定しているのかが透明でないというのでは、点検が公正に、確実に行われていることを国民に説明するという責任を果たすことができません。

これらの観点から、<u>今回示された以下の点検対象事業の選定の枠組みは大変合理的なものと考えられます。</u>

- ア 当該年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関する事業
- イ 前年度に事業内容が大幅に見直され、実施されたもの又は翌年度予算の概算要求に向けて事業の大幅な見直しを検討しているもの
- ウ 事業の執行に関して、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの等、外部の視点による事業の点検の必要性が高いと判断されるもの
 - アの基準によって確実に数年に1度の評価が行われるほか、イとウによって特に注目すべき点がある事業が抽出されます。
- これらの基本的な枠組みの中で、さらに複数の外部有識者がそれぞれの専門の観点から選定の妥当性を判断することによって、点検の有効性が高まるもの と思います。改善が大いに期待できると思います。

「考え方」にいう選定にあたっての「客観性の向上」とは、選定基準の明確化(国民に納得される選び方の提示)に尽きると思います。いわゆる「事業仕分け」の時代において、某省庁は政権への手土産として「廃止になってもよい」事業を敢えてレビューで選び出したという話もあるようです。一方総務省はまじめに議論の俎上にのせたい事業を選定したのであまり「廃止」が出ず、政権中枢からよくない顔をされたと聞きます。逆に、(実際には知りませんが)敢えて批判されにくい事業を持ち出して効果的取り組みをアピールする省庁もあるかもしれません。理想論をいえば、「すべての事業を俎上にのせる」べきですが、物理的に困難ですので、絞り込みが必要になります。

「客観的」基準という意味では、資料2にいうア〜ウの基準は明確でよいと思います。ただ、批判的視点という意味ではウの基準は「掘り起し」という意味ではよいのですが、事業レビューを待つのではなく、総務省自体が批判をされた都度、責任をもって国民に然るべき資料をもって説明すべきものでないかと思います。まずその手続きが優先されるべきと考えます。その際、一定の説明責任が省によって果たされたと考えられるならば(当該マスコミからの再批判がない等)、敢えて外部有識者に委ねる必要はないのではないかとも思われます。また(事業の規模や問題の深刻さにもよりますが)必要があればその都度第三者委員会(あるいは関連する既存の外部委員会等)に委ねるべきものともいえます。この点は異論があるかもしれません(もちろん、事業レビューに馴染むものは対象とすればよいと思います)。

今回の案件には含まれていないようですので、次回以降の課題といえます。

対果的な質の高い事業点検を行うためには重点化が必要であるが、その反面、点検対象とならなかった事業の評価体制が昨年度時点での課題であった。そ 4 うした課題を踏まえて、<u>「ア 当該年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関する事業 」の選定基準を設定することにより、本年度点検対象とならなかった事業についても周期的に評価が行われる仕組みを構築できた点は、網羅的な事業のチェックに資すると思われる。</u>

<u>政策評価との連携強化を図る観点から、「本年度」の政策評価書の作成対象となる政策を点検対象とする点は、重複回避等によって「より少ない予算で</u> 同等の成果を引き出す」の観点からも、非常に望ましい工夫と考えます。

5 ┃ 個人的には、「本年度」の政策評価との連携も然ることながら、「過年度」の政策評価(又は行政評価レビュー)で評価された個別事業が、予算編成にど の程度反映されるに至ったのか(あるいは反映されることがなかった場合はその理由)を行政事業レビュー(又は政策評価)で行うことも連携であるように ■思われます。